

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症しためまい等の症状は、熱中症によるものであり、業務上の疾病と認められるとして、療養補償給付を支給しないとした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、大型トレーラーによる配送業務中に気分が悪くなり、めまいが出現した。その後さらに症状が悪化したため、救急車を手配し、医療機関へ搬送され「回転性めまい、呼吸不全」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は、本件疾病が業務上の事由によるものとして療養補償給付の請求をしたが、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人に発症した「めまい、嘔吐、脱水症」等の症状は「熱中症そのもの」であり、業務に起因したものとは考えられないため、療養補償給付を支給しない旨の処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は大型トレーラーで△△市へ配送するため運転走行中に悪気、めまい、嘔気を発症したものである。
- (2) 本件疾病発症時、気温は 32.8℃、湿度は 53%であり、運転していた大型トレーラーのエアコンが故障しており、窓を開けて走行していたため、暑熱な環境下で業務に従事していたことは認められるが、医療機関においての各種の検査結果は「耳性めまい症」等であり、「熱中症」の診断はされていない。
- (3) 請求人には右難聴の既往症があり、主治医は右難聴と本件疾病の関連性を示唆しており、転医先の医療機関では傷病名として、「感音難聴右」が追加された。また治療内容も、めまい症に適応する内服薬投与等の治療であり、熱中症に対する治療とは考え難い。
- (4) 以上のことから、請求人が暑熱な環境下で業務に従事した事実は認められるが、請求人に発症した疾病は業務に起因するものではなく、既往症である「内耳障害に伴うめまい」であった可能性が高いことから、業務上の疾病とは認められず不支給とした。

### 4 審査官の判断

- (1) 発症日である平成〇年〇月〇日は、午前 11 時から気温 30℃を超え、湿度も高く、大型トレーラーのエアコンが故障していたことから、暑熱な就労環境であったことは監督署長も認めている。また、請求人の既往症である右難聴は、生まれつきのものであるため、特に治療等は実施しておらず、本件疾病の発症当日、右耳に係る傷病の発症は認められない。
- (2) 主治医は「耳性めまい症疑い」と診断しているが、業務との関連性については回答しておらず、除外的に診断した旨意見している。また、労災協力医は熱暑な気象条件の中、エアコンが故障した車内で発症したことから、軽度熱中症に矛盾せず、熱中症によって内耳など平衡機能に関連する器官の血行循環動態に変調を来して、内耳性めまいが生じた可能性を考えると意見している。
- (3) 以上のことから、請求人に発症した疾病は、夏季にエアコンが故障した車を運転し

たことにより発症した「熱中症」と認められ、暑熱な環境下で業務中に発症していることから、業務遂行性及び業務起因性が認められる。

以上から本件疾病は業務上の疾病として取り扱われるべきであり、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。